建設工事成績評定要領

（目的）

第１　この要領は、建設工事等の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２　評定の対象とする工事は、建設工事等検査要領に基づき検査を行う工事のうち、1 件の当初設計金額が 500 万円以上の建設工事とする。ただし、緊急の復旧工事及び引渡しを受ける目的物がない工事については、評定の対象外とする。

　緊急の復旧工事とは、放置すれば住民等に支障若しくは損害を与えると認められる場合等に対応する工事（故障による機器交換工事等、漏水等による補修工事等）をいい、引渡しを受ける目的物がない工事とは、撤去・解体工事等をいう。

（評定の内容）

第３　評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

（評定者）

第４　工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、建設工事等検査要領に定める検査職員、建設工事等監督要領に定める監督職員とする。

（評定の方法）

第５　評定は、監督又は検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定の結果は、土木工事、配水管等の管路工事及び舗装工事については、検査成績評定書（様式評第１号）、工事成績採点表（様式評第２号）及び改定細目別評定点採点表（様式評第３号）に記録し、建築工事、解体工事及び設備工事については、検査成績評定書（様式第１号－１）、工事成績採点表（様式第１号－２，３）及び細目別評定点採点表（様式第１号（別添））に記録するものとする。

３　評定に際しての考査基準は、土木工事、配水管等の管路工事及び舗装工事については、考査項目別運用表（別紙－土木１～別紙－土木４）、考査基準特記事項（別紙－土木５）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－土木６）によるものとし、建築工事、解体工事及び設備工事については、考査項目別運用表（建築・設備工事）（別紙１～別紙３）及び「施工プロセス」チェックリスト（別紙４）によるものとする。

４　出来形および出来ばえに関する評価工種に該当工種がない場合は、最も類似していると判断される工種により評価を行うものとする。

（評定の時期）

第６　検査職員は検査を実施したとき、評定を行うものとする。ただし、既済部分検査においては、検査職員は評定を行わないものとする。また、監督職員は工事が完成したとき、評定を行うものとする。

（評定の結果の通知）

第７　評定の結果は、建設工事成績評定の通知に関する規程に基づき、受注者に通知するものとする。

（評定の修正）

第８　評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。

２　前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、第７の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。